

法人業者用

変更届出等書類一覧（知事免許）

令和3年11月現在

届出事項	ダウ ン ロ ー ド ペ ー ジ 項 番 号	商号又は名称	主たる事務所	代表者		役員		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		氏名						従たる事務所（支店等）		従事者の就任・退任	免許証の再交付	廃業	営業保証金の返還・保管等	注意事項				
				就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	代表者	役員	政令で定める使用人	専任の宅地建物取引士	設置						名称	移転	廃止		
																		事務所	名称									
1 宅地建物取引業者名簿 記載事項変更届出書	18																							1 変更があった日から30日以内に届け出ること。（提出先等は、本表下部に記載）				
2 免許証書換交付申請書	20																							2 提出部数は、正副各1部、計2部（副本は返却）で、副本に添付する行政庁発行の証明書等はコピーで可。				
3 免許証再交付申請書	21																							3 各証明書は、3ヶ月以内に発行されたものを使用すること。				
4 営業保証金供託届出書	-																							4 書類は綴じずに順番にそろえて提出すること。				
5 廃業等届出書	28																							5 表中の△は、必要に応じて提出すること。				
6 誓約書	22																							変更があった事項及び変更があった者のみ記入すること。（様式第3号の4）				
7 専任の宅地建物取引士設置証明書	23																							変更があった事項のみ記入すること。（様式第3号の2）				
8 略歴書	25																							（様式第3号の3）				
9 身分(元)証明書	-																							協会に加入している業者は弁済業務保証金供託届出書を提出。（様式第7号の6）（備考4参照）				
10 成年被後見人・被保佐人とする記録がないことの登記事項証明書（登記されていないことの証明書）又は医師の診断書	-																							（様式第3号の5）				
11 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	-																							（様式第2号 添付書類2）				
12 事務所を使用する権原に関する書面	24																							（様式第2号 添付書類3）				
13 事務所付近の地図及び写真	26 27																							学校卒業後、就任までの職歴を詳細に記入する。役員の場合、役職名欄に常勤・非常勤の別を記入する。（様式第2号 添付書類6）				
14 間取図																								本籍地の市区町村長が発行するもの。外国籍の方は身分証明書と同じ内容を自分自身で誓約した書面及び住民票の抄本（在留カードの番号または特別永住者証明書の番号が記載されたもの）を提出すること。				
15 戸籍抄本	-																							成年被後見人・被保佐人とする記録がない旨の証明書。仙台法務局窓口で発行（郵送の場合は東京法務局）外国籍の方についても証明書は発行されます。医師の診断書を提出される場合は事前に御相談ください。				
16 供託書	-																							履歴事項全部証明書を添付（変更事項の新旧が確認出来ない場合は閉鎖事項全部証明書が必要な場合あり）				
17 宅地建物取引業者免許証	-																							賃貸借契約書、登記簿等の添付は不要。（様式第2号 添付書類5）				
18 従事者異動届	29																							(1) 地図は、事務所ごとに最寄り駅から、目標物を含め所在地が分かるもの。（インターネットの地図検索結果の印刷も可。）				
※ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	7																							(2) 写真は、画像の粗いものは不可とする。				

- 備考
- 1 提出先は、宮城県土木部建築宅地課調整班（県庁9階、電話：022-211-3242）です。
  - 2 受付時間は、午前9時～11時、午後1時～4時です。
  - 3 すべて窓口受付となります。ただし、従事者異動届のみの提出の場合は郵送可（2部+返信用封筒（定型84円切手貼付）が必要）とします。
  - 4 協会に加入している業者が従たる事務所を設置した場合は、当課に供託に係る書類を除いた変更届書類一式を提出し受理された後、所属する協会で供託の手続きに入ります。協会での供託手続完了後、協会より交付される弁済業務保証金供託届出書を当課に届け出ること。
  - 5 様式ダウンロードページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/02takuken.html>